



沿海区域

ただし、次のaからbの各地点(a兵庫県明石川口左岸突端 b同県淡路島江崎灯台)を順次結んだ線、cからdの各地点(c同島諭鶴羽山山頂 d徳島県吉野川口右岸突端)を順次結んだ線、eからfの各地点(e愛媛県佐田岬 f大分県八坂川口右岸突端)を順次結んだ線、gからiの各地点(g同県華岳山頂 h同岳山頂から330度32000メートルの地点 i福岡県貫山山頂)を順次結んだ線、jからlの各地点(j同県矢矧川口左岸突端 k同地点から0度13000メートルの地点 l山口県網代埼)を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。